

第101回定時株主総会

交付書面省略事項

- ① 内部統制に関する基本方針
及び当該方針の運用状況
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

三菱製鋼株式会社

電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様に書面で交付していない事項を本資料に記載しています。

内部統制に関する基本方針及び当該方針の運用状況

(1) 内部統制に関する基本方針

当社が取締役会において決議した内部統制に関する基本方針は次のとおりであります。

ア. 当社及び当社子会社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合すること、及び効率的に行われるることを確保するための体制

当社は、社会的責任を果たし、社会から信頼される企業を目指すため、「経営理念」、「三菱製鋼グループ企業行動指針」及び「三菱製鋼グループ行動規範」を定めるとともに、より実効的なコーポレート・ガバナンスを追求しその充実に取り組むことを「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に規定し、「取締役会制度と監査役会制度の機能強化」と「経営会議による業務執行の審議並びに法令遵守・危機管理強化」に重点を置く体制としている。

取締役会はグループ全体の経営戦略を方向付ける場であり、意思決定の迅速化に留意しつつ経営の基本方針策定、法令・定款で定められた事項その他経営に関する重要事項の決定、及び取締役の業務執行の監督をする。

取締役会は、必要最小限の規模とし、意思決定を迅速かつ効率的に行える体制とする。取締役会が決定した方針等については執行役員が業務を執行する。

また、社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席し、業務執行の決定における公平性及び透明性を確保する。その他、取締役会の下部機関として社外取締役が委員長を務め、取締役会長及び社外取締役を構成メンバーとした指名報酬委員会が、役員の指名等及び役員報酬の決定等に係る機能の客観性・透明性の向上を図っている。また、社外役員の情報交換と認識共有を目的とした社外役員連絡会を設置し、社外取締役と社外監査役の連携強化を図ることにより、取締役会における経営戦略に関する議論の活性化と経営に対する監督・監視の実効性向上を図る。監査役会は監査の方針、業務の分担に基づきそれぞれ法令遵守、危機管理を含め、グループ全体の監査を行い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

さらに、取締役、監査役、執行役員、事業部長、企画部門各部長、営業本部長、管理部門各部長、技術開発センター長等を構成メンバーとした経営会議を原則毎週定期的に開催（必要に応じて臨時にも開催）し、当社グループの重要な業務の執行、法令遵守、危機管理について審議し、対応する。

子会社については、「子会社管理規程」において子会社管理のルールを明確化し遵守することで、子会社の状況を把握・管理するとともに、原則として当社の取締役、監査役又は使用人等が各子会社の取締役又は監査役を兼任することで、職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。なお、当社グループは、反社会的勢力とは一切関係をもたないことを「三菱製鋼グループ企業行動指針」及び「三菱製鋼グループ行動規範」に掲げ、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等外部の専門機関とも連携を図り、毅然とした態度で対応できる体制を整備している。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る情報の保存及び管理について、法令及び社規則に基づき、取締役会議事録等重要な書類及び情報を適切に保存及び管理を行う。

また、情報セキュリティ基本方針及び同規程に基づき、当社グループにおける情報セキュリティ管理体制を確保する。

ウ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社における損失の危険を伴う可能性のある問題について当社経営会議で議論するほか、リスク管理委員会においてガバナンス（子会社管理）、コンプライアンスを中心とした管理面でのリスクを検討することで、国内はもとよりグローバルな事業活動で発生する損失の危険を洗い出して適切に管理する体制を構築する。

また、投融資委員会が子会社・関連会社への増資、融資の判断及び設備投資計画、試験研究等に関する投資効果を充分に検討し、経営判断に資する体制を構築する。

その他に、取締役会規則に基づき、重要案件は子会社に係る事項も含め当社の取締役会で審議し、損失の発生を未然に防止する体制としている。

エ. 当社及び当社子会社の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては取締役による監督、監査役の業務監査に加え、社長直属の監査室が内部監査部門として使用人等の業務執行が、適正かつ適法に行われているかを監査する。

子会社においては、原則として当社の取締役、監査役又は使用人等が取締役、監査役を兼任することにより、使用人の職務の適正性・効率性を確保し、法令違反等を未然に防止する体制を確保する。

また、コンプライアンス基本規則に基づき当社及び当社グループの各社にコンプライアンス責任者を設置することで、当社グループ全体のコンプライアンス推進体制を整備するとともに、リスク管理室とコンプライアンス責任者が定期的に情報交換を行い、各社のコンプライアンス遵守状況の把握に努める。加えて、当該体制が適切に運用されているかのレビューを定期的に行う。さらに、使用人にコンプライアンスの重要性を一層認識させるための研修を充実し、「三菱製鋼グループ企業行動指針」及び「三菱製鋼グループ行動規範」の理解を深めることで、一人一人にコンプライアンスの浸透を図る。また、監査室、法律事務所を窓口とした内部通報制度を設け、法令違反を未然に防止する体制を確保する。

オ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社の取締役は、当社の取締役会、経営会議で決定された方針に基づき業務を執行し、各子会社の使用人を監督する。また、各子会社の監査役監査に加え、当社取締役、監査役又は使用人等が主要な連結子会社の取締役、監査役を兼務し監督・監査を行うとともに、監査室、会計監査人と連携を図りつつ、各子会社の取締役、監査役と定期的に情報交換をしてグループ全体の業務の適正性を確保する。

さらに、子会社の重要な事項については、当社取締役、監査役、使用人等が子会社の取締役会等において報告を受けるほか、事業部門、企画部門、営業部門、管理部門及び技術開発部門を通じて常時把握する体制を確保する。

また、海外子会社管理体制を強化するため、各種施策を立案し、実行する。

なお、当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための内部統制を整備し、適切に運用する。

カ. 監査役の職務を補佐すべき使用人に関する事項

監査役を補佐する兼任スタッフを置き、監査役の業務を補佐するとともに、当該スタッフの業務を監査役が適切に確認・指導することにより指示の実効性を確保する。

また、人事部担当執行役員は、監査役スタッフの独立性を確保するため、監査役スタッフの人事異動に係る事項について監査役会と事前に相談する。

キ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、業務執行の状況について適宜当社の監査役に報告を行う（監査役が出席する重要な会議での報告を含む）ほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、その他監査役が報告を求める事項について監査役に迅速に報告する。

また、当社及び国内・海外子会社の役員及び使用人からの内部通報の内容は監査役に対し報告する。

また、内部通報規程に当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わない旨規定とともに社内研修においても不利な取り扱いを行わない旨説明する。

ク. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は監査役による監査の重要性を十分認識し、監査にかかる費用等については、監査役の必要に応じ適切に支払いを行う。

ケ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役をはじめとする取締役、監査室、使用人等、会計監査人と定期的に意見交換を行う。また、取締役会・経営会議で経営上の問題を早期に把握した上で、事業部や企画部門各部、営業部門各部、管理部門各部、技術開発部門から状況の報告を受ける。さらに各事業所及び子会社で毎月開催される主要な会議に適宜出席する等により、業務の執行状況を実効的に監査する。

(2) 内部統制に関する基本方針の運用状況

当社では、内部統制に関する基本方針に基づき、内部統制の整備と適切な運用に努めており、当事業年度では、コンプライアンス意識を向上させるため、当社及び当社グループ各社に対し「三菱製鋼グループ行動規範」の周知活動を実施しました。その結果を踏まえて当社取締役会において従業員に対するさらなる浸透及び理解度の向上を図るため、社内教育の実施及び理解度調査の継続を決定しました。その他の内部統制に関する基本方針の運用状況のうち主なものは次のとおりです。

ア. リスク管理体制に関する事項

当社経営会議において、当社及び当社子会社の事業活動におけるリスクを洗い出し、検討を行っております。当事業年度では計45回の経営会議を開催しました。重要案件については取締役会規則に基づき取締役会においても審議し、事業活動におけるリスクの把握・管理ができる体制を強化しております。

その他に、投融資委員会を設置し、事業部門等から独立した会議体として、客観的かつ中立な視点で案件を評価し、投融資委員会規程のもと、事業性とリスクを十分に検討することでリスク管理体制の強化を図りました。

また当社グループの管理面におけるリスクについては、リスク管理委員会の審議決定のもと、リスク管理室を中心とした施策取り組みにより、当社グループのリスク管理体制の一層の充実を図っております。

イ. 子会社管理体制に関する事項

子会社管理規程を制定することにより、子会社管理のルールを明確化するとともに、取締役会及び経営会議において、子会社における重要事項を審議し、子会社の情報を把握・管理しております。また、原則として子会社の取締役・監査役を当社の取締役・監査役・使用人等が兼任しており、子会社の業務の適正性・効率性を確保し法令違反等を未然に防止しております。

ウ. コンプライアンスに関する事項

当社の取締役会、経営会議においては法令を遵守した業務執行がなされているかどうか審議するとともに、監査役会及び監査室が相互に連携しながら内部監査を行い、業務執行の妥当性や効率性の検証に加え、法令遵守状況の確認を行いました。

当事業年度では、当社及び子会社の従業員に対しコンプライアンス研修を実施したほか、当社及び子会社の役員を対象に研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。また、策定したコンプライアンス基本規則に基づき、グループ全体を統括するコンプライアンス統括責任者及び各子会社のコンプライアンス責任者を選任し、事務局であるリスク管理室とも連携・協力しながら、各社への個別ヒアリングや情報交換を実施し、コンプライアンス状況の調査・報告・監督等を行う体制を整備しております。さらに、グループ全体を対象に、コンプライアンスリスクに備えた

対応ができているかを調査し、当該体制が適切に運用されているかのレビューを行い、今後も定期的にレビューを行う予定です。

当社は監査室、法律事務所を窓口とした内部通報制度を設け、通報の件数及び通報の中で特に重要な事項と調査責任者や監査室長等が判断した通報の内容を取締役会に報告しておりますが、当事業年度においては重大な法令違反等に関する内部通報はありませんでした。

また、国内子会社については内部通報規程を各社に整備し、さらに海外子会社それぞれに内部通報制度を導入する取り組みを継続しておりタイ、中国、フィリピン、インド並びにインドネシアの販売子会社に導入しております。

また、当社は反社会的勢力との関係を排除するため、取引先各社との契約内容として反社会的勢力の排除に関する条項を規定する取り組みを継続して行っています。

工. 取締役の職務執行に関する事項

当事業年度は、取締役会を計14回開催し、当社及び子会社における重要事項について活発な意見交換及び迅速かつ効率的な意思決定を行いました。社外取締役及び社外監査役が会議に出席しており、業務執行の公平性及び透明性を確保しております。

取締役会の下部機関である社外役員連絡会において、社外取締役と社外監査役の連携強化を図ることにより、取締役会における経営戦略に関する議論の活性化と経営に対する監督・監視の実効性向上を図りました。

当事業年度では役員の指名等及び役員報酬の決定等については、指名報酬委員会が客観性・透明性の向上を図ることで、取締役会の監督機能を強化しております。

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令に従い社規則として明文化し、その周知徹底に努め、適切な管理を行っております。また、取締役会の実効性評価を定期的に実施することで、取締役会の現状を把握し、運用の改善・効率化を図っております。

当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準に基づき取締役は内部統制を構築・運用し、監査役、監査室及び会計監査人がその構築・運用状況を監査しております。

その他に、IR活動及びSR活動により株主・投資家から得られた意見や経営課題を経営に反映させる仕組みを構築しております。

オ. 監査役の職務執行に関する事項

監査役は監査役会（計15回）のほか、取締役会及び経営会議等の重要会議並びに各事業所及び子会社で毎月開催される主要な会議にも出席し、情報収集及び実態の把握に努めています。当事業年度では、経営上の重要性の観点から、特に北米、インドネシア及び中国の拠点を往査し、幹部面談を実施しました。さらに、その他の国内外重要拠点についても、必要に応じて実査や幹部ヒアリングを実施するなど状況把握に努めています。また、重要な使用人等との個別の面談を通じ、会社並びに各事業部門の課題及び取組方針を確認するとともに、監査室や会計監査人と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

また、社外役員間の情報共有を目的とした社外役員連絡会には、社外監査役に加えてオブザーバーとして社内監査役も出席して、社外取締役とともに、当社グループの各事業の進捗状況や課題の確認を行っております。

監査役の指揮命令下で、監査役スタッフが監査業務を補助するとともに、監査役の職務執行に係る費用等については、必要な金額を適切に支弁しております。

連 結 注 記 表

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………17社

主要な連結子会社の名称……………MSSC CANADA INC.

MSSC US INC.

寧波菱鋼彈簧有限公司

MSM Philippines Mfg. INC.

MSM SPRING INDIA PVT.LTD.

MSSC MFG MEXICANA, S.A. DE C.V.

MSM (THAILAND) CO.,LTD.

PT. JATIM TAMAN STEEL MFG.

三菱製鋼室蘭特殊鋼(株)

三菱長崎機工(株)

菱鋼運輸(株)

(2) 連結の範囲の変更……………当連結会計年度において、当社の連結子会社であったMSSC Ahle GmbHは、現地の法律に基づき2024年6月に倒産手続き開始の申し立てを行い、2024年7月に倒産手続き開始の決定がされました。

この手続き開始に伴い、当社とMSSC Ahle GmbHとの間に有効な支配従属関係が存在しなくなったと認められ、且つ同社の決算日は12月31日であり連結決算日と異なることから、同社の第3四半期連結会計期間にあたる2024年7月より同社を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……………3社

持分法適用関連会社の名称……………北海製鉄(株)

CROFT PROPERTIES HOLDINGS, INC.

Stumpp Schuele & Somappa Auto Suspension Systems Pvt. Ltd.

(2) 持分法を適用しない関連会社

主要な関連会社の名称……………(株)第一熱処理室蘭

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる会社は次のとおりであります。

| | (決算日) |
|--------------------------------|--------|
| PT. JATIM TAMAN STEEL MFG. | 12月31日 |
| MSSC MFG MEXICANA,S.A. DE C.V. | 12月31日 |
| 寧波菱鋼彈簧有限公司 | 12月31日 |
| 上海菱鍛機械有限公司 | 12月31日 |
| MSM(THAILAND)CO.,LTD. | 2月28日 |

連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産以外のもの直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法による）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………主として定率法

（リース資産を除く）なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～33年

機械装置及び運搬具 4年～14年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）なお、主な耐用年数又は償却期間は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（使用権資産を含む）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準と米国会計基準に基づき財務諸表を作成しており、それぞれ国際財務報告基準第16号「リース」（以下IFRS第16号）と米国会計基準第2016-02「リース」（以下ASU第2016-02）を適用しております。

IFRS第16号とASU第2016-02により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

また、（リース取引関係）において、IFRS第16号とASU第2016-02に基づくリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引の分類としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社については、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ③ 役員株式給付引当金……………取締役向け当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 事業整理損失引当金……………北米連結子会社の生産体制の再編により将来発生する一定期間在籍した従業員に対して支給する手当に備えるため、在籍期間に応じた当連結会計年度末における見積額を計上しております。
また、Ahleの倒産手続きに伴い、今後発生すると見込まれる損失額を見積額として計上しております。
- ⑤ 訴訟損失引当金……………北米連結子会社において、訴訟に関する損失に備えるため損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。
- ② 退職給付に係る……………従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
なお、北米の一部子会社においては、年金以外の退職後医療給付についてもその総額を見積り従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の性格であることから、退職給付に係る負債に含めて表示しております。

- ③ 製品の販売に係る……………当社および連結子会社では、特殊鋼鋼材、ばね、素形材等の収益の計上基準 製造及び販売を行っており、このような製品販売については、顧客との販売契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。
顧客が当該製品に対する支配を獲得する時点にて、履行義務が充足されると判断し、当該製品の収益を認識しております。
国内の販売については、出荷時点から当該製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。
輸出の販売については、輸出条件により、顧客が支配を獲得する時期が異なるため、輸出条件に合わせて収益を認識しております。
また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。
- ④ 工事契約に係る……………機器装置事業では工事契約に関して、顧客との販売契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。
契約毎に履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づいて収益を認識しております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

(重要な会計上の見積り)

MSSC CANADA INC.のばね事業に係る固定資産の減損

(1) 当該事業の概要

MSSC CANADA INC.（以下MSSC CANADA）は自動車用巻ばね、トーションバー、スピライザ及びその組立品を製造販売するばね事業の北米における拠点であり、主にばね生産設備を所有しています。

(2) 連結計算書類に計上した金額

| | |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物 | 104百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,351百万円 |
| 土地 | 871百万円 |
| 建設仮勘定 | 39百万円 |
| その他有形固定資産 | 93百万円 |

(3) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当該事業の減損に関する判断

MSSC CANADAの資産はMSSC CANADAが採用している米国会計基準に沿って減損を検討しており、当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位を、内部管理上採用している事業及び拠点を基本単位としてグルーピングしていることから、カナダ国内でばね事業を営んでいるMSSC CANADAは1つの資産グループとしております。

MSSC CANADAは一部主要顧客の販売不振による影響で売上が減少しており、当連結会計年度において営業損失を計上し、減損の兆候を識別しました。

事業計画より割引前将来キャッシュ・フローを算出し、資産グループの帳簿価額と比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失の計上は不要と判断しました。

②当該資産の回収可能価額の見積り

事業計画より割引前将来キャッシュ・フローを算出しております。

事業計画は最新の販売計画を基に、経営環境などの外部情報や、内部情報、受注販売数量や販売価格等を総合的に勘案し、これらに関する一定の仮定を用いて事業計画を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受けるため、見積りに用いた仮定や前提の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において新たに減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

| | |
|--------|--------|
| 受取手形 | 182百万円 |
| 電子記録債権 | 4,193 |
| 売掛金 | 28,568 |
| 契約資産 | 1,518 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 96,506百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

| | |
|------|-------|
| 売上原価 | 48百万円 |
|------|-------|

2. 投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券のうち国内株式2銘柄を売却したことによるものであります。

3. 受取補償金

MSSC CANADA INC.で発生した訴訟損失引当金繰入額に対する顧客からの補填であります。

4. 受取保険金

MSSC Ahle GmbHで発生した火災における保険金の受取額であります。

5. 事業整理損失引当金繰入額

北米連結子会社の生産体制の再編により将来発生する一定期間在籍した従業員に対して支給する手当について、経過に応じて当連結会計年度に係る部分を費用計上したものであります。

また、MSSC Ahle GmbHの倒産手続に伴い、今後発生すると見込まれる損失額を費用計上したものであります。

6. 事業整理損失

MSSC Ahle GmbHにおける清算等に伴う損失であり、資産評価損を費用計上したものであります。

7. 訴訟損失引当金繰入額

MSSC CANADA INC.における訴訟案件について、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる損失見込額であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数 普通株式 15,709,968株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|--------------|------------|-------------|
| 2024年6月21日 定時株主総会 | 540百万円(※1) | 35円 | 2024年3月31日 | 2024年6月24日 |
| 2024年11月7日 取締役会 | 463百万円(※2) | 30円 | 2024年9月30日 | 2024年12月10日 |

※1. 配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

※2. 配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|--------------|------------|------------|
| 2025年6月20日 定時株主総会 | 524百万円(※) | 34円 | 2025年3月31日 | 2025年6月23日 |

※配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

す。

なお、デリバティブ取引は経理規程に従い、外貨建金銭債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額4,352百万円）は、下表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|------------|--------|-----|
| (1) 投資有価証券 その他有価証券 | 1,656 | 1,656 | — |
| (2) 長期借入金 | 41,007 | 40,456 | 550 |
| (3) デリバティブ取引 (※) | 15 | 15 | — |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は総額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価…………同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価…………レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価…………重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-----------|-------|------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| ①投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 1,656 | — | — | 1,656 |
| 資産計 | 1,656 | — | — | 1,656 |
| ②デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | — | 15 | — | 15 |
| 負債計 | — | 15 | — | 15 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| ③長期借入金 | — | 40,456 | — | 40,456 |
| 負債計 | — | 40,456 | — | 40,456 |

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②デリバティブ取引

通貨スワップ及び為替予約の時価は、取引金融機関等から提示された時価を用いており、レベル2の時価に分類しております。

③長期借入金（1年内長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該スワップと一緒にとして処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：百万円)

| 区分 | 報告セグメント | | | | | その他 | 合計 |
|---------------|-----------|--------|-------|--------|---------|-------|---------|
| | 特殊鋼 鋼材 | ばね | 素形材 | 機器装置 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 日本 | 62,722 | 24,355 | 4,371 | 8,996 | 100,445 | 1,606 | 102,052 |
| 北米 | 109 | 27,204 | 542 | — | 27,856 | — | 27,856 |
| アジア | 9,883 | 12,021 | 3,180 | 248 | 25,333 | — | 25,333 |
| 欧州 | — | 2,467 | 899 | 940 | 4,307 | — | 4,307 |
| その他 | — | 28 | 6 | — | 34 | — | 34 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 72,715 | 66,076 | 8,999 | 10,185 | 157,977 | 1,606 | 159,584 |
| 外部顧客への売上高 | 72,715 | 66,076 | 8,999 | 10,185 | 157,977 | 1,606 | 159,584 |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、流通及びサービス事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解する為の基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「製品の販売に係る収益の計上基準」及び「工事契約に係る収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約から生じる当期及び翌期以降の収益を理解する為の情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

契約資産および契約負債の残高の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度末 |
|---------------|-----------|----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 33,950 | 34,462 |
| 契約資産 | 14 | 1,518 |
| 契約負債 | 246 | 588 |

契約資産は、主として機器装置事業において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求残高であります。

契約負債は、主として顧客から対価を受け取っているものの履行義務を充足していない部分を認識しています。

履行義務を充足することにより減少します。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、246百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引額

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度末 |
|------|----------|
| 1年以内 | 3,261 |
| 1年超 | 1,098 |
| 合計 | 4,359 |

連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

未充足（又は部分的に未充足）の当履行義務は、当連結会計年度末において4,359百万円であります。

当履行義務は、機器装置事業における産業機械の製造及び販売に関するものであり、期末日後1年以内に約75%、残り約25%が1年を超えて収益として認識されると見込んでおります。

(1) 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,820円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 155円92銭 |

個別注記表

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び……移動平均法による原価法

関連会社株式

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・半製品・仕掛品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方

原材料・貯蔵品……………法）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）……………ただし、一部の建物及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～31年

機械装置 8年～14年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）……………なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、関係会社が債務超過となった場合、関係会社貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、関係会社の純資産額を基礎として個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。

- ③ 役員株式給付引当金……………取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 事業整理損失引当金……………事業の整理に伴い将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

4. 製品の販売に係る収益の計上基準……………当社では、特殊鋼鋼材、ばね、素形材等の製造及び販売を行っており、このような製品販売については、顧客との販売契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。顧客が当該製品に対する支配を獲得する時点にて、履行義務が充足されたと判断し、当該製品の収益を認識しております。

国内の販売については、出荷時点から当該製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

輸出の販売については、輸出条件により、顧客が支配を獲得する時期が異なるため、輸出条件に合わせて収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法 ………………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による影響は軽微であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社に対する投融資の評価

(1) 計算書類に計上した当該資産の金額

| | |
|---------|--|
| 関係会社株式 | 20,215百万円 (うちMSM SPRING INDIA PVT. LTD.に対するもの0百万円) |
| 関係会社出資金 | 2,737百万円 |
| 貸付金 | 10,528百万円 (うちMSM SPRING INDIA PVT. LTD.に対するもの417百万円) |
| 貸倒引当金 | △4,428百万円 (うちMSM SPRING INDIA PVT. LTD.に対するもの417百万円) |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社出資金については、関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が十分な証拠により裏付けられている場合を除き、減損処理を行うこととしております。

事業計画は、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、実際の業績が計画と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び関係会社出資金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、関係会社の財政状態が悪化している場合、関係会社貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、事業計画等を基礎とした資金計画を踏まえて、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。

事業計画は最新の販売計画を基に、経営環境などの外部情報や、内部情報、受注販売数量や販売価格等を総合的に勘案し、これらに関する一定の仮定を用いて事業計画を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受けるため、見積りに用いた仮定や前提の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において新たに損失を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 35,367百万円

2. 偶発債務

| | |
|----------------------------|----------|
| 関係会社の借入金に対する保証 | |
| PT.JATIM TAMAN STEEL MFG. | 6,907百万円 |
| MSM SPRING INDIA PVT. LTD. | 52 |

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 11,901百万円 |
| 長期金銭債権 | 265 |
| 短期金銭債務 | 5,376 |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

| | |
|------------|----------|
| 売上高 | 1,256百万円 |
| 仕入高 | 51,841 |
| 営業取引以外の取引高 | |
| 受取利息 | 481 |
| 受取配当金 | 276 |
| 受取保証料 | 36 |

2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産 売上原価 52百万円
の収益性の低下による簿価切下げ額

3. 投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券のうち国内株式2銘柄を売却したことによるものであります。

4. 関係会社株式評価損

連結子会社であるMSM SPRING INDIA PVT. LTD.の株式に関して、評価損を費用計上したものであります。

5. 関係会社出資金評価損

連結子会社であるMSSC Ahle GmbHの出資金に関して、評価損を費用計上したものであります。

6. 貸倒引当金繰入額

連結子会社であるMSSC Ahle GmbHの倒産手続に伴い、資産負債の再評価を行い評価損を費用計上したものであります。

7. 事業整理損失引当金繰入額

連結子会社であるMSSC Ahle GmbHの倒産手続に伴い、今後発生すると見込まれる損失額を費用計上したものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

| | | |
|--------------------------------|------|----------|
| 1. 当事業年度末日における自己株式の種類 及び株式数 | 普通株式 | 589,574株 |
|--------------------------------|------|----------|

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|---------|
| 未払事業税 | 45百万円 |
| 退職給付引当金 | 519 |
| 減価償却限度超過額 | 45 |
| 減損損失 | 242 |
| 未払費用 | 242 |
| 投資有価証券評価損 | 10 |
| 関係会社株式評価損 | 11,234 |
| 貸倒引当金 | 1,394 |
| 事業整理損失引当金 | 83 |
| その他 | 402 |
| 繰延税金資産小計 | 14,221 |
| 評価性引当額 | △13,241 |
| 繰延税金資産合計 | 979 |

繰延税金負債

| | |
|-------------|--------|
| その他有価証券評価差額 | 330百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | 225 |
| 前払年金費用 | 687 |
| 繰延税金負債合計 | 1,242 |
| 繰延税金負債の純額 | 263 |

2. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立し、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び負債の計算に使用する法定実効税率は、令和8年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の30.6%から31.5%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が318百万円増加、法人税等調整額が322百万円減少いたしました。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の「注記事項（収益認識に関する注記）」と同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社名 | 議決権の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|---------------------------------------|----------------|-------------------------|---|---|-----------------------|------------------------------|
| 子会社 | 三菱製鋼 室蘭特殊鋼(株) | 直接所有 70.0% | 製品の仕入 資金の貸付 | 特殊鋼鋼材の仕入 (注1) 運転資金及び設備資金の貸付 (注3) 貸付利息の受取 | 百万円 仕入高 46,501 貸付額 1,700 返済額 800 受取額 84 | 買掛金 短期貸付金 長期貸付金 | 百万円 4,052 4,000 137 |
| | MSSC CANADA INC. | | 役員の兼任 | | | | |
| | MSSC MFG MEXICANA, S.A. DE C.V. | 直接所有 100.0% | 資金の貸付 材料の支給 役員の兼任 | 運転資金及び設備資金の貸付 (注3) 貸付利息の受取 特殊鋼鋼材の支給 (注2) | 受取額 249 支給額 2,291 | 短期貸付金 未収入金 | 3,323 974 |
| | PT.JATIM TAMAN STEEL MFG. | 直接所有 100.0% | 増資 | 運転資金及び設備資金の貸付 (注3) 貸付利息の受取 増資の引受 | 貸付額 144 返済額 14,888 受取額 42 引受額 1,297 | 子会社株式 | 1,297 |
| | | 直接所有 75.0% | 債務保証 役員の兼任 | 借入金に対する保証 (注4) | 保証金額 6,907 保証料 35 | | |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の仕入価格については実質コストに基づき決定しております。
2. 材料の支給価格については第三者との取引価格に基づき決定しております。
3. 資金の貸付けについては、市場金利に基づいて利率を決定しており、返済条件は資金使途に応じて決定しております。
なお、担保は受け入れおりません。
4. 銀行からの借入金について保証したものであり、保証料を受け取っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,778円12銭
2. 1株当たり当期純損失 5円50銭